

# 水源保護地域について

## 1. 趣 旨

水道水源又は公共の用に供されている地下水等の水源を保全するため、適正な土地利用及び井戸の設置を規制する必要がある地域として、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に基づき町長が指定する地域。

当該地域においては、開発行為の事前協議制度が適用されるほか、地下水の採取に係る吐出口が規則で定める断面積を超える井戸の設置が規制される。

※規則で定める吐出口の断面積 4平方センチメートル

(管の内径22.4ミリメートル)

## 2. 水源保護地域の考え方

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例第8条

「水道水又は公共の用に供されている地下水等の水源を保全するために、特にその周辺の保護が必要と認められる地域」

## 3. 水源保護地域の区域設定に当たっての視点

水道水源をはじめとして公共の用に供されている平野部の水源の周囲を基本とし、当該水源の取水量及び周辺の土地利用状況を考慮し、水源保護のために適正な土地利用と井戸設置の規制を図る必要がある地域を指定する。

## 4. 指定地域

### (1) 大楯地区水源保護地域 (約25.1ha)

#### ①指定する区域

別紙 大楯地区水源保護地域一覧 のとおり

#### ②指定の考え方

大楯浄水場の水源井戸5カ所の中央付近を中心に、半径約300mの範囲を基本に指定。上水道の水源井戸が集中する地域であるため、水源保護のために適正な土地利用と井戸設置の規制を図る必要がある。

給水人口 : 11,321人

年間給水量 : 1,263,000<sup>m</sup> (1日最大給水量 : 5,740<sup>m</sup>)

#### ③区域内及びその周辺の土地利用状況等

区域内は、遊佐中学校、サン・スポーツランド遊佐の公共施設及び農地(田、畑)がほとんどである。区域北側は、月光川河川敷である。区域の周辺も含めて大規模な井戸は水道水源のみである。また、区域の南西側に隣接する大楯集落では、自家用の井戸が多数存在する。

## (2) 吹浦元町地区水源保護地域 (約2.9 ha)

### ①指定する区域

別紙 吹浦元町地区水源保護地域一覧 のとおり

### ②指定の考え方

吹浦簡易水道第1水源を中心に、半径約100mの範囲を基本に指定。簡易水道の水源地域であり、その井戸の深さが3.5mと浅いことから、適正な土地利用及び井戸の設置を規制する必要がある。

### ③区域内及びその周辺の土地利用状況等

区域内外共に周辺は住宅等が密集している地域であり、区域の西側は羽越本線と国道345号を挟んで旧吹浦漁港に接している。

## (3) 吹浦小谷地地区水源保護地域 (約2.6 ha)

### ①指定する区域

別紙 吹浦小谷地地区水源保護地域一覧 のとおり

### ②指定の考え方

吹浦簡易水道浄水場の敷地中央付近を中心に、半径約100mの範囲を基本に指定。浄水場敷地内に2本の水源井戸があり、この井戸の深さが20m及び25mと比較的浅いため、周辺の適正な土地利用及び井戸の設置を規制する必要がある。

### ③区域内及びその周辺の土地利用状況等

簡易水道浄水場は、住宅地と牛渡川に挟まれており、北側は町道、宅地を経て森林地域となっている。東側は牛渡川を挟んで農地(水田)、南側は牛渡川と滝淵川が合流しその先が農地(水田)となっている。